



平成30年9月27日

北央信用組合

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまへ ご融資のご相談・ご支援について

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

この度の地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、以下の取組を実施しておりますので、お知らせいたします。

記

1. 個人のお客様

(1) 災害復旧ローン「ささえ」

被害を受けられ、当組合と取引実績（「同居する家族の取引」含む）のある個人の方（給与所得者・個人事業者）を対象に災害復旧専用ローンを取扱いしております。

(2) 住宅ローン「災害特別融資保証」

家屋等の被害により影響を受けている皆さまの住環境の早期復旧に向け、金融面からの復旧支援を行って参ります。

(3) 災害復旧支援

被害を受けられた方への災害復旧に向けた各種ご融資に柔軟に対応いたします。各営業店の融資窓口にご相談ください。

(4) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

住宅ローン・事業性ローンなどの免除・減額を「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき申し受けしております。

(5) その他

その他、各種ご融資やお借入れ資金のご返済は、各営業店の融資窓口にご相談ください。

2. 法人・個人事業主のお客様

(1) 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

被災中小企業者等の早期復旧と経営安定を図るため、中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」の取扱いを開始しております。

(2) 緊急短期資金保証制度

胆振東部地震により直接的、間接的に被害を受け、事業継続に支障を来たしている中小企業・小規模事業者の方を対象に「緊急短期資金保証制度」が創設されました。

罹災証明が発行されない場合でも「事業継続に必要とする短期的な運転資金」にお応えする保証制度です。

(3) その他

災害復旧に向けた各種ご融資やお借入れ資金のご返済は、各営業店の融資窓口にご相談ください。

3. ご相談窓口

北央信用組合本・支店

以上